

火災共済事業規約変更条文新旧比較対照表

(傍線の部分は改正部分)

新 条 文(案)	旧 条 文
<p>(時効) <u>第50条 共済金を請求する権利又は共済掛金の返還を請求する権利は、これを行することができる時から3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。</u> <u><削除></u></p> <p>(規約及び実施規則の変更と周知) <u>第54条 本連合会は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、この規約又は実施規則を変更する必要がある場合は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定により、この規約又は実施規則を変更することにより、変更後の規約又は実施規則について合意があったものとみなし、共済契約者と個別に合意することなく、契約内容を変更することができます。ただし、別紙「算出方法書」各種、これらにかかる条項を除きます。</u> <u>2 前項の場合において、本連合会は、変更する旨及び変更後の契約内容並びにその効力発生時期を、本連合会のホームページへ掲載する等の方法により周知します。</u> <u>3 本連合会は、第1項の規定により変更される規定については、共済契約の満了日以後の契約から適用します。</u></p>	<p>(時効) <u>第50条 本連合会は、共済契約者又は共済金受取人が共済事故の発生日から共済金の請求手続を3年間怠った場合には、共済金を支払う義務を免れます。</u> <u>2 本連合会は、共済契約につき、共済契約者が解約及び消滅の原因となる事実を知ったときから3年間通知を怠った場合には、解約及び消滅にかかる共済掛金の払い戻し義務を免れます。</u></p> <p><u><新設></u></p>